

改定素案	現行(第13回改定)	改定理由															
<p>中分類48—運輸に附帯するサービス業 総説</p> <p>この中分類には、鉄道、自動車、船舶及び航空機による運送に附帯するサービスを提供する事業所が分類される。</p> <table border="0"> <tr> <td>小分類 番号</td> <td>細分類 番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>489</td> <td></td> <td>その他の運輸に附帯するサービス業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4892</td> <td> <u>レッカー・ロードサービス業</u> <u>レッカー車により事故車等を移動させるサービス及びそれに附帯する緊急的なロードサービスを提供する事業所をいう。</u> <u>なお、前者又は後者のサービスのみを提供する事業所も本分類に含まれる。</u> <u>×自動車修理業[8911];自動車タイヤ修理業[8919]</u> <u>陸送業[9299]</u> </td> </tr> </table>	小分類 番号	細分類 番号		489		その他の運輸に附帯するサービス業		4892	<u>レッカー・ロードサービス業</u> <u>レッカー車により事故車等を移動させるサービス及びそれに附帯する緊急的なロードサービスを提供する事業所をいう。</u> <u>なお、前者又は後者のサービスのみを提供する事業所も本分類に含まれる。</u> <u>×自動車修理業[8911];自動車タイヤ修理業[8919]</u> <u>陸送業[9299]</u>	<p>中分類48—運輸に附帯するサービス業 総説</p> <p>この中分類には、鉄道、自動車、船舶及び航空機による運送に附帯するサービスを提供する事業所が分類される。</p> <table border="0"> <tr> <td>小分類 番号</td> <td>細分類 番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>489</td> <td></td> <td>その他の運輸に附帯するサービス業 (新設)</td> </tr> </table>	小分類 番号	細分類 番号		489		その他の運輸に附帯するサービス業 (新設)	<p>レッカー事業者は、道路上の事故車・故障車等を除去し、高速道路や一般道路の交通の円滑化を図る上で欠かすことのできない公共的・社会的役割を担っており、重要な産業である。</p> <p>また、事業者数、従業者数ともに、上位分類である「小分類489 その他の運輸に附帯するサービス業」の10%を超えており、量的基準を満たしていることから細分類を新設することが妥当である。</p>
小分類 番号	細分類 番号																
489		その他の運輸に附帯するサービス業															
	4892	<u>レッカー・ロードサービス業</u> <u>レッカー車により事故車等を移動させるサービス及びそれに附帯する緊急的なロードサービスを提供する事業所をいう。</u> <u>なお、前者又は後者のサービスのみを提供する事業所も本分類に含まれる。</u> <u>×自動車修理業[8911];自動車タイヤ修理業[8919]</u> <u>陸送業[9299]</u>															
小分類 番号	細分類 番号																
489		その他の運輸に附帯するサービス業 (新設)															